

第14回市民会議議事概要

(2020年2月5日午前10時-12時)

第1 伊藤信吾会長による開会挨拶

日弁連は死刑廃止を宣言。

神奈川弁護士会も、死刑廃止宣言までは至らないが日弁連と足並みをそろえる方向である。

第2 委員、当会今期理事者、当会次期理事者、説明協力員の紹介

第3 議事

1 テーマ① 「災害問題に対する弁護士会の取組み」

【概略説明・問題意識の提示】 服部政克弁護士

●弁護士は被災者支援のために何ができるか

阪神淡路大震災が始まり。法律相談や立法提言、復興まちづくりに関与。

日弁連でも、災害復興支援委員会を立ち上げて活動を開始。

東日本大震災でも、法律相談等を行い、被災者支援の経験を得た。

●災害対応法律相談

災害ボランティア弁護士名簿には、現在100名以上が登録している。

避難所や電話での相談。被災地からの要請を待って被災地に弁護士を派遣する。

相談の結果、プライバシー保護のために段ボールの仕切りの寄付を受けて避難所に設置するという避難所改善につながったこともあった。

昨年台風の際は、台風被災者のための無料電話相談や相談会を設け、電話相談104件、面接相談44件あった。

●震災ADR

裁判外の紛争解決システムとして当会が設置を目指している。

裁判所よりも申立て手続が簡便であるうえ、概ね3か月以内で早期解決ができる。

近隣トラブルの場合、特に有用であると考えている。

被災者からの申立ては無料。

●被害者支援生活ノートの日弁連で作成した。被災者が原発事故の被災状況や生活再建に向けた悩みを記載して生活再建に向けた援助を行う。被災者支援チェックリストも作成。

●災害発生時の神奈川県弁護士会の対応

弁護士会館は震度7まで耐えられる設計。安全が確保されれば会館内での避難を考えている。ただ、一般市民の方々の弁護士会館への受入れは難しい。

災害時には、弁護士会会長を本部長とする災害対策本部を設置し、今後の対応を検討する。

平時から準備を担当しているのが災害対策委員会。委員40名。
神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会では、11の専門士業が提携し、災害発生時にワンストップの法律相談を行うことができるシステムを作っている。

【委員の方々のご意見】

- ・ 昨年の台風の際、災害に備えた地域内の被害の軽減に関心が集中し、被災者の生活の細かなところまで対応が行き届かない、準備ができていないという状況があった。弁護士会とも事前の連携をしておけば、実際に起こった時に細かい点も迅速に対応できると思った。
- ・ 行政の援助が第一だと思うが、被災後の当座の生活のやりくりも非常に苦勞するので、弁護士会とのつながりが大事だと再認識した。
- ・ 地元の先生が中心になって相談していただくのが望ましい。
- ・ 災害と弁護士会とのつながりが良く分かっていなかったので聞いて良かった。もっと弁護士会についても広報していけたら。
- ・ 連携が最も重要。意見交換ができる環境を整えるべき。
- ・ もっとPRした方がよいと思う。皆さんがおっしゃるようにもっと連携できれば。ワンストップの仕組みは素晴らしいが、被災者の方の補助金申請の際に弁護士に相談に入っていただくなど、運用面において現実的な連携ができると助かる。
- ・ 阪神淡路大震災や東日本大震災の際は、団体で何千人、何万人とボランティアを動員したが、いざ神奈川で台風被害が生じたときは動きが悪かった。行政の中で一本で相談がつながるようなラインができれば、被災者が助かると思う。
- ・ 隣人同士の争いが多いということで、行政の解決は難しいので弁護士会での解決を有効に活用できればと思った。
- ・ 市民にとって有事における弁護士会は頼りになる存在だと思うが、各団体との連携は非常に重要だと思う。平時からの協力体制の検討を進めて頂きたい。
- ・ 被災者は、具体的にこの問題を解決したいからこの専門家に頼もうというところまでいかず、何が悩みかわからないという人がほとんど。11の士業の連携に社会福祉士会を加えるべきでは。
- ・ 被災者生活再建ノートの中身はよくできていると思うが、弁護士が作ると全体的に硬い印象。タイトルも含めもっと柔らかくならないか。
- ・ 主たる支援対象が健常者になっている。外国人やセクシャルマイノリティなどにも、弁護士が手を差し伸べる機会があればよいと思う。

2 テーマ② 「日本における死刑制度について」

【概略説明・問題意識の提示】 森卓爾弁護士

●憲法と刑法その他死刑に関わる法律
憲法も死刑を容認していると解釈できる。

刑法及び特別刑法において、18の犯罪について、死刑が法定刑とされている。
法務大臣の命令によって死刑が執行される。

2010年に初めて刑場が公開された。

●最高裁判所判決

1983年の判決において、最高裁が死刑選択の基準を示した（永山基準）。

近年は、裁判員裁判でも死刑判決が出されているが、高裁で破棄されることも多く、裁判員裁判の理念を無視しているという批判がある。

●死刑存置論と死刑廃止論

それぞれに主張があり、個人の思想信条に関わる議論である。

●世論調査

状況が変われば死刑廃止という意見も多く、今後の状況の変化によって世論も変わってくると考えられる。

●日本弁護士連合会の取り組み

2016年の人権擁護大会の決議で、2020年までに死刑廃止を目指すことを宣言。
一般向け、国会議員向けにパンフレットを作成し、死刑制度の議論を促す。

●神奈川県弁護士会の取り組み

死刑制度についてのイベントや会内勉強会を数多く実施

【委員の方々のご意見】

- ・世論調査を見ると、前回調査と比べて死刑を廃止すべきという意見が減っている。全社会的な議論の先頭に弁護士会が立ってほしい。
- ・他の先進国において死刑廃止した国の議論の経過を参考にすべきではないか。
- ・凶悪犯罪として報道が大きくなされると、被害者に同情が集まり、死刑制度存続に世論が傾きやすくなっているのではないか。
- ・死刑執行が抑制されているのは、将来的な死刑廃止を見据えてのものなのかという疑問がある。
- ・被害者家族になったとしたら、と考えると、議論の方向性が出てくるのではないか。
- ・世論において死刑制度存続の風潮があるのは、被害者の心情に同情してのものではないか。そうだとすれば、被害者支援を徹底することが求められていると思う。加害者個人に賠償させる、という仕組みでは被害者に対する支援は足りないはず。弁護士会は、国に対して被害者支援策を徹底するよう訴えるべきである。
- ・世論が変わらなければ国会議員は大きく法律を変える方向には動かないと思う。そのため、もっと一般の方々が死刑制度について議論しやすい場を整えるべきではないか。メディアを利用して議論のたたき台を作ることも一つの手段だと思う。

第5 武井共夫委員長による閉会挨拶

今回も活発な議論がなされていた。

これを神奈川県弁護士会として生かしていきたい。

災害対策については、広報の充実をすべきである。

死刑制度については、被害者支援制度をより充実させることが必要である。

以上